

意見書案第5号

令和4年3月28日提出

令和4年3月28日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 笠 原 久
同 中 里 武

「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い
自治体への財政支援を求める意見書

現在、プラスチック製品については、多くの自治体で燃えるごみや不燃ごみとして扱われている。

2022年4月の新法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行では、家庭ごみで、いわゆる容器包装リサイクル法に基づいて食品トレーなどのプラスチック容器の分別回収は進められてきたが、新法では洗面器など容器以外の広範囲のプラスチック製品も対象となる。

新法の施行に伴い、環境省が2021年7月から8月まで、全国の市区町村と広域行政組合を対象にアンケート調査を実施したところ、回答した867団体のうち、プラスチック製品を分別回収しているのはわずか3%の29団体にとどまっている。

また、新法施行後1年以内の実施検討は14団体、3年以内は29団体で、実施済みを含めても72団体、回答した団体の1割にも満たないことが、環境省の調査で分かった。

新法「プラスチック資源循環促進法」では、回収体制の強化やごみ選別施設の整備などの処理費用はいずれも自治体負担となっており、自治体にとっては大きな課題であり、新法成立時に衆参両院が附帯決議した自治体への財政支援について、速やかに行うべきである。

よって、国においては、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、自治体への財政支援を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

経済産業大臣

環境大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明